

航貨運第161号
2022年3月25日

国土交通省航空局
局長 久保田 雅晴 殿

一般社団法人 航空貨物運送協会
会長 鳥居 伸年



成田空港、関西空港等を発送地とする貨物に係る保安対策に関する要望書

謹啓 時下ますますご清祥の段お慶び申し上げます。

平素は、(社)航空貨物運送協会の活動に対しまして、多大なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて御高承のとおり、航空貨物の多くが貨物機のほか、旅客機のベリースペースにおいて運ばれている実態から、航空の安全・利用者の安全のため航空貨物に係る保安検査についても旅客や手荷物に係る保安検査と同様に万全を期することが重要であります。

私ども航空貨物利用運送事業者の多くが国土交通省の認定を受けた特定航空貨物運送事業者として国家民間航空保安プログラムに従い貨物の保安検査を実施しておりますが、そのために必要な爆発物検査装置等検査機器の購入及び運用は、現制度のもとでは個別民間事業者が主体となってこれを行っております。

東京国際空港(羽田空港)など国が管理する空港を発送地とする貨物の検査機器につきましては、従来から「空港警備機器整備費補助金交付要綱」により国庫補助の対象とされ、他方で成田国際空港、関西国際空港など空港会社が管理する空港を発送地とする貨物の検査機器については、令和3年1月の同要綱改正により「令和4年度までの間」「機器更新の場合に限り」補助対象に含まれることとなりましたが、その補助率も25%と国管理空港の半分等とされております(同要綱4条2項。なお、令和3年1月要綱改正以前においては会社管理空港を発送地とする検査機器購入の補助がなく全額民間事業者の自己負担とされておりました)。

輸出貨物につきましては国際的な航空テロ防止の要請があり、また現下のコロナ禍の下でも取扱量の著増がみられ、最近さらにTSAから米国向けに特に入念な検査の実施が求め

られる等の状況がありますが、その多くは成田国際空港、関西国際空港など会社管理空港を発送地とするために検査機器整備への助成措置は国内貨物に比して概して劣後する取扱いとなっております。

また、補助対象となる爆発物検査機器の機種は運用上米国 TSA の認証機器に限られるため、TSA の認証の方針が明確にならないと補助申請が事実上困難という課題もあります。

このため、令和 5 年度概算要求内容の御検討にあたり、航空テロ対策には国の主導的な御役割が期待されることを踏まえまして、以下のとおり要望致します。

- ①成田空港、関西空港等会社管理空港を発送地とする貨物の検査機器への国庫補助につき、国管理空港を発送地とする検査機器と同様な条件で補助対象とする。
- ②補助対象経費に航空貨物利用運送事業者の委託を受けて保税倉庫等において検査を行う者の検査員等費用を追加するか、又は補助事業の対象者に航空貨物利用運送事業者の委託を受けて保税倉庫等において検査を行う者を追加する。
- ③国庫補助の対象となる機器について、TSA の認証を受けたものに限定せずに国が機器の性能を認定し、これにより仕向国の承認等を得て補助申請が可能となるための措置を講じる。

謹白